

尾張旭市監査公表第43号

令和8年4月30日付け尾張旭市監査公表第22号をもって公表した定例監査結果報告について、令和8年5月29日付け8収第205号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和8年6月29日

尾張旭市監査委員 山田 義浩

尾張旭市監査委員 芦原 美佳子

総務部収納課

監査の指摘事項	措置状況
<p>尾張旭市会計規則（昭和58年尾張旭市規則第11号）第22条によれば、未収入金の繰越しは、現年度の調定に係る歳入について、当該年度の出納閉鎖期日までに収入済みとならなかったものがある場合は6月1日に、前年度から繰り越された歳入で当該年度の末日までに収入済みとならなかったものがある場合は4月1日に、それぞれ調定の処理に準じて整理しなければならない。</p> <p>同課は、令和6年度市税現年課税分の収入未済分の調定（6月1日に整理しなければならないもの）を令和7年6月30日に、令和6年度市税滞納繰越し分の収入未済分の調定（4月1日に整理しなければならないもの）を令和7年5月8日に、それぞれ行っていた。</p> <p>適時適切に調定を決議されたい。</p>	<p>指摘事項について、課内で事務手順及び規則を確認した。今後は尾張旭市会計規則に沿った事務を適切に行うよう努める。</p>
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条により、市の歳入を収入するときは、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。しかしながら、電子申請郵便料受入金について、調定を決議することなく、令和7年5月1日に納入の通知をし、同年6月4日に調定を決議していた。</p> <p>適時適切に調定を決議されたい。</p>	<p>指摘事項について、課内で事務手順を確認した。今後は地方自治法及び尾張旭市会計規則に沿った事務を適切に行うよう努める。</p>

<p>同課における郵便切手等金券類の保管状況を確認したところ、手提げ金庫の中に、出納簿で管理していない収入印紙（200円×5枚。共同公売用と記載した封筒で保管。）が存在していた。同課を確認したところ、その存在を認知していなかった。このことは、金券類の管理体制に重大な不備があることを示しているといえる。</p> <p>金券類取扱事務を適切に実施されたい。</p>	<p>指摘事項について、収入印紙は保管台帳記載の上、課内で情報共有し、適切に管理するよう努める。</p>
<p>同課における令和7年2月から令和8年1月までの間の郵便切手等金券類の受入れ及び使用状況について確認したところ、令和7年3月にレターパックプラス（600円）を50枚、350円切手を100枚、16円切手を200枚購入し受け入れたにもかかわらず、令和6年度には一部しか使用せず、購入枚数以上、ないし、同枚数（レターパックプラス50枚、350円切手132枚、16円切手200枚）を令和7年度に繰り越していた。</p> <p>また、140円切手、94円切手、84円切手、26円切手、10円切手及び1円切手は新たに受け入れてはなかったものの、使用数に比べて過年度から繰り越している在庫数が多い状況であった。これは、かつて、使用予定枚数に比して、過大な枚数を購入し、受け入れたことによるものであった。</p> <p>会計年度独立の原則の観点や経済性の観点から、郵便切手等金券類は、購入の都度在庫数を確認の上、必要枚数を計画的に購入し、翌年度への繰越しは、必要最小限とすべきである。</p> <p>郵便切手等金券類取扱事務を適切に実施されたい。</p>	<p>会計年度独立の原則や、翌年度への繰越しは必要最小限とすることについて、課内で情報共有を行った。今後は、切手等の購入に当たり、過去の使用実績・在庫数を参考に、購入数量を決定する。</p>